
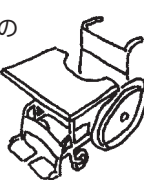
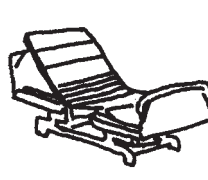
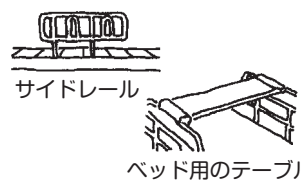

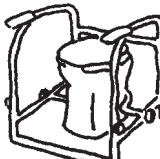
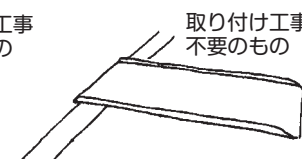
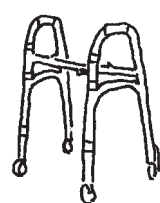
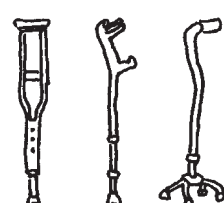




## 8 介護保険で福祉用具を上手に使いましょう

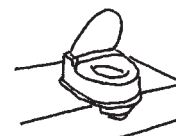

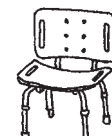
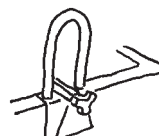

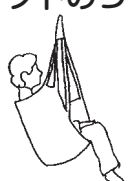
からだが弱ってきたときには、住宅改修だけではなく、福祉用具も上手に利用しましょう。介護保険で利用できる福祉用具を紹介します。（イラストは一例です。）詳しくは21ページをご覧ください。

### (1) 貸与可能な福祉用具

<p>①車いす</p> 	<p>②車いす付属品</p> <p>車いす用の テーブル など</p> 	<p>③特殊寝台</p> 	<p>④特殊寝台付属品</p> <p>サイドレール</p>  <p>ベッド用のテーブル など</p>	
<p>⑤床ずれ防止用具</p> 	<p>⑥体位変換器</p> 	<p>⑦手すり※</p> <p>取り付け工事 不要のもの</p> 	<p>⑧スロープ※</p> <p>取り付け工事 不要のもの</p> 	
<p>⑨歩行器※</p> 	<p>⑩歩行補助つえ※</p> 	<p>⑪認知症高齢者 徘徊感知機器</p> 	<p>⑫移動用リフト</p> 	<p>⑬自動排せつ 処理装置☆ (交換可能部品を除く)</p> <p>本体</p> 

※ 要支援1・2、要介護1の方は、原則として上記⑦～⑩の用具のみレンタルできます。  
 ☆ 要介護4・5の方が対象となります。ただし、尿のみを自動的に吸引するものについては、要支援・要介護の認定を受けていれば対象となります。

### (2) 購入可能な福祉用具

<p>①腰掛便座</p>  <p>和式便器のうえに 置いて腰掛式に変 換するもの</p>	<p>②自動排せつ処理装置の 交換可能部品</p> <p>レシーバー、 チューブ、 タンクなどのうち 尿や便の経路と なるもの</p>  <p>ポータブルトイレ など</p>	<p>③入浴補助用具</p>  <p>入浴いす</p>  <p>浴槽用手すり など</p>
<p>④簡易浴槽</p> 	<p>⑤移動用リフトのつり具の部分</p> 	

福祉用具については、(財)テクノエイド協会が福祉用具情報システム (TAIS) を作成し、情報を提供しています。  
 (財)テクノエイド協会ホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>)

## 9 福祉用具の給付・貸与について

※制度や要件は概要を掲載しています。必ず事前にお問い合わせください。

※指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません。

### (1) 福祉用具の購入（介護保険制度）

- ①対 象 介護保険で要支援・要介護と認定された方
- ②内 容 購入費用のうち1割～3割が自己負担（購入費用年間上限10万円）
- ・腰掛便座
  - ・自動排せつ処理装置の交換部品
  - ・入浴補助用具
  - ・簡易浴槽
  - ・移動用リフトのつり具の部分
- ③問合せ 担当のケアマネジャーまたは受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

### (2) 福祉用具の貸与（介護保険制度）

- ①対 象 介護保険で要支援・要介護と認定された方
- ②内 容 貸与費用のうち1割～3割が自己負担
- ・車いす☆
  - ・車いす付属品☆
  - ・特殊寝台☆
  - ・特殊寝台付属品☆
  - ・床ずれ防止用具☆
  - ・体位変換器☆
  - ・手すり（取り付け工事不要のもの）
  - ・スロープ（取り付け工事不要のもの）
  - ・歩行器
  - ・歩行補助つえ
  - ・認知症高齢者徘徊感知機器☆
  - ・移動用リフト（つり具の部分を除く）☆
  - ・自動排せつ処理装置（交換可能部品を除く）☆☆
- 「尿のみを自動的に吸引するもの」については、要支援1・2、要介護1～3までの方も対象
- ☆☆……原則要支援、要介護1の方は対象外
- ☆☆……要介護4・5の方が対象
- ③問合せ 担当のケアマネジャーまたは受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

### (3) 自立支援用具給付

- ①対 象 65歳以上で日常生活に支障があると認定された方。介護保険の要支援・要介護と認定された方は原則対象外ですが、☆印は、本人の日常生活動作能力等によって必要と認められる方には、介護保険の要支援・要介護と認定された方も対象となります。
- ②内 容 購入費用のうち1割が自己負担（各品目ごとに限度額があります。）
- ・腰掛便座
  - ・入浴補助用具
  - ・歩行支援用具（手すり）
  - ・スロープ
  - ・シルバーカー☆
  - ・安全つえ（1点つえ）☆
  - ・電磁調理器☆
- ※電磁調理器については26ページ参照
- ③問合せ 受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

## 10 居宅介護サービスを利用して、住み慣れた自宅で住み続けるには

### (1) 居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者本人の心身状況や生活状況などを踏まえ、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどを決めるケアプランを作成します。そのケアプランに基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等と連絡調整などを行います。また、その他の介護に関する専門的な相談に応じ、施設入所などの場合には、施設の紹介も行います。居宅介護支援には、自己負担はなく、全額介護保険で負担します。



### (2) 居宅介護サービス

#### ① 自宅で利用するサービス

##### ● 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助が受けられます。

##### ● 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問し、入浴サービスが受けられます。

##### ● 訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示で病状観察や療養上の世話が受けられます。

##### ● 訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、主治医の指示でリハビリテーションが受けられます。

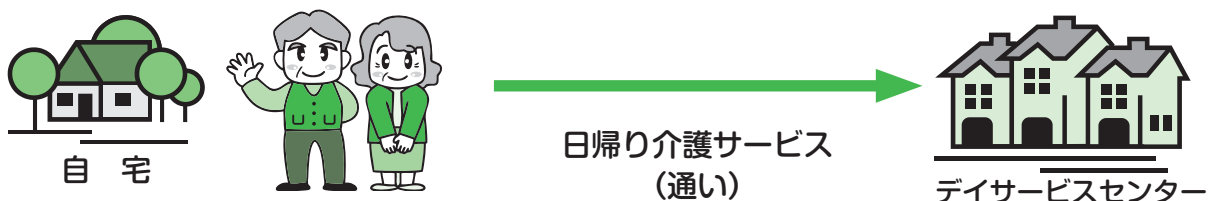
##### ● 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。

#### ② 施設を利用するサービス

##### ● デイサービス

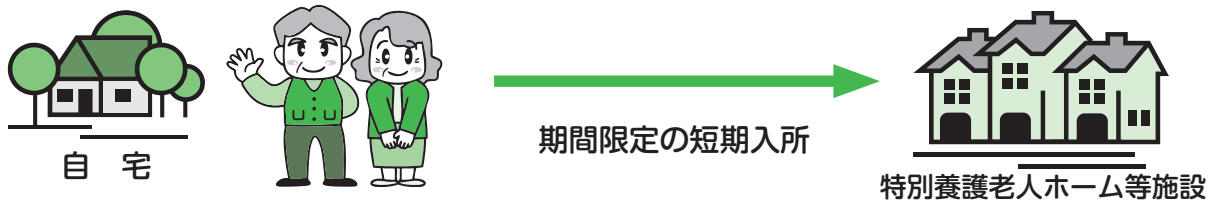
要支援または要介護認定を受けている人に、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどのさまざまなサービスを行う日帰りの介護サービスです。また、認知症の方を対象とした認知症対応型デイサービスもあります。



●ショートステイ

期間限定で施設に短期間入所して、日常生活のお世話や機能訓練などを受けるサービスです。基本的には、入所先の施設の入居者と同じサービスが受けられます。

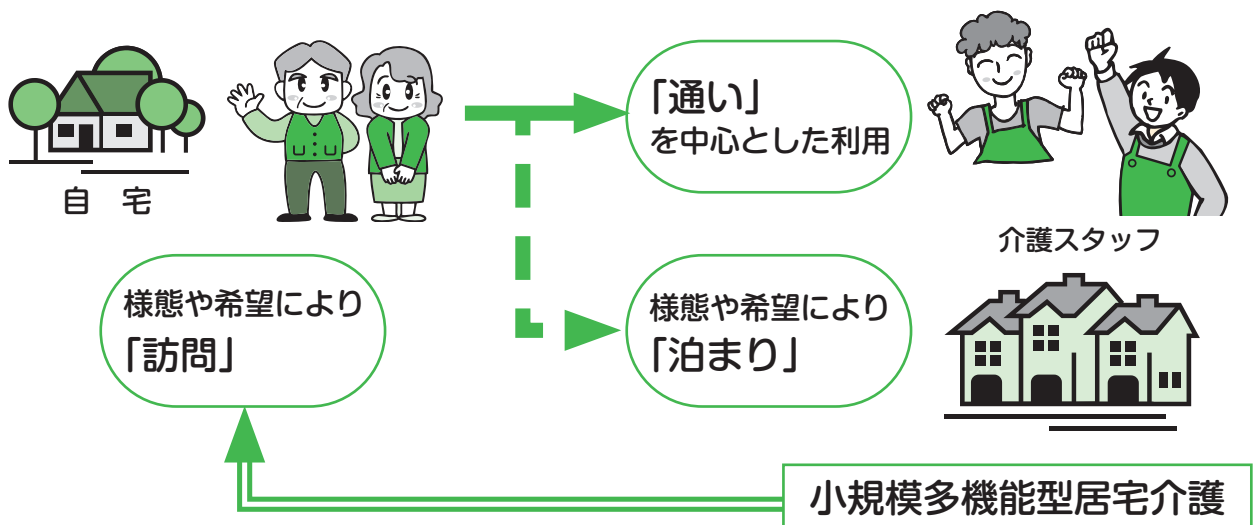
ショートステイは、入所する施設の種類によって2種類に分けられ、特別養護老人ホームなどに入所する「短期入所生活介護」では、日常生活の介護を中心にレクリエーション（機能訓練）などを受けます。また、介護老人保健施設（老健）などに入所する「短期入所療養介護」では、医療的な観点から、治療や看護・介護・機能訓練などが受けられます。



③ ①と②を合わせて利用できるサービス

●小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者が自宅での生活を中心としながら、日頃は「通い」を中心として入浴やリハビリなどのサービスを受け、必要に応じて「訪問介護」や「泊まり」のサービスを受けることができます。また、宿泊料金と食事代の実費以外の料金は月あたりの定額制となっています。小規模でなじみのあるスタッフがいる施設を利用することで、自宅での生活を継続することができる新たな居宅生活の形として注目されています。施設としては、単独で運営されるほか、認知症高齢者グループホームなどに併設され、併設施設の設備やスタッフと一体的にサービスを提供する事業所もあります。練馬区においては、令和3年3月現在 16 施設（登録定員 436 名）が運営しています。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に看護師などが自宅を訪問する訪問看護を組み合わせたサービスです。練馬区においては、令和3年3月現在 4 施設（登録定員 116 名）が運営しています。



問合せ 受け持ちの地域包括支援センター（43 ページ参照）

# 11 防災・防犯について

## (1) 火災に備える

### ①住宅用火災警報器の設置

火災の発生を早期に知らせ、人命や財産を守るものです。東京都の火災予防条例により、平成 22 年 4 月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

### ②自動消火器や電磁調理器・ガス安全システムの給付

65 歳以上の必要が認められる方には給付制度があります。26 ページの説明や地域包括支援センター（43 ページ）でご確認ください。

## (2) 地震に備える

地震で被害を受けた後の生活は、高齢者や介護が必要な人には特に厳しいものがあります。地震は避けられませんが、その被害を少しでも減らすことが大切です。

### ①家の耐震性を確認し、不足している場合は対策を考えましょう。

- 区では、耐震診断助成とその他耐震全般についての総合相談窓口を設けています。詳しくは防災まちづくり課耐震化促進係（Tel 5984-1938）にお問い合わせください。
- 倒壊の恐れがあるブロック塀等は撤去し、生け垣やフェンスなどに改修する。撤去費用助成について、詳しくは危機管理課庶務係（Tel 5984-2438）までお問い合わせください。

### ②家の中の安全対策や水・食料等の備蓄をしましょう。

- 家具類や冷蔵庫などは転倒防止器具を取り付ける。
- 食器類や本の落下防止のため、観音開きの扉には、止め金具を取り付ける。
- ガラスの飛散防止のため、ガラス飛散防止フィルムを全面に貼るか、養生テープを貼る。
- 水や食料等は、可能な限り 1 週間分の備蓄をする。

区では、防災用品のあっせんを行っています。詳しくは区民防災課（Tel 5984-2601）または防災学習センター（Tel 5997-6471）までお問い合わせください。

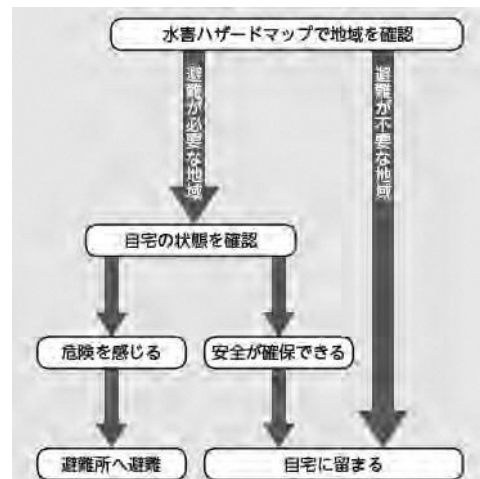


### (3) 水害に備える

大雨や台風のシーズンになる6月から10月頃にかけては特に水害に注意し、以下の取り組みを中心に事前の備えをしておくことが大切です。

#### ① 自宅の水害リスクを知る

練馬区水害ハザードマップを確認し、自宅が避難すべき地域なのか確認しましょう。避難する際の心得や持ち出し品なども水害ハザードマップで確認できます。



※区ホームページでダウンロードできるほか、練馬区役所やお近くの区民事務所で配布しています

※自宅に留まる場合も、危険を感じたら避難を開始してください

#### ② 災害時の避難情報が届く「ねりま情報メール」に登録しましょう

パソコン、スマートフォンなどに、気象情報や避難情報などの災害に関する情報を配信します。

詳細は、右記二次元バーコード、または、

URL:[https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/mail/nerima\\_mail.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/mail/nerima_mail.html) をご確認のうえ、登録してください。



二次元バーコード

### (4) 空き巣などの犯罪に備える

#### 【防犯対策の例】

- 玄関ドアや窓などは、侵入に強い丈夫な材質や構造のものを選び、さらに補助錠をつける。
- 道路に面した部分の塀などは、周囲から見通しの良いフェンスや生垣にする。
- 物置・エアコンの室外機・駐車場の屋根などは、2階に忍び込む足場にならないように設置する。

そのほか、玄関先などに動くものに反応し点灯するセンサーライトを設置したり、ドアや窓に警報ブザーなどを取り付ける方法も効果的です。住居の環境に合わせた対策を講じましょう。

また、ゴミ出しなどの短時間の外出や、在宅時でも必ず施錠する習慣をつけましょう。

## 12 練馬区の福祉サービス

### (1) 高齢者在宅生活あんしん事業（緊急通報システム・生活リズムセンサー）

- ①対象 介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方、健康長寿チェックシートで総合事業の対象者と判定された方、または慢性疾患などのため、日常生活上、常に注意を要する方で、つぎの1)～4)のいずれかに該当する方
- 1) 65歳以上のひとり暮らしの方
  - 2) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
  - 3) 65歳以上の日中または夜間に独居の方
  - 4) 65歳以上の高齢者であって、その同居者全員が介護保険要介護度1～5、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級の世帯に属する方  
※その他にもサービスにより個別の利用要件があります。
- ②内容 以下のサービスを一体的にご利用いただけます。
- (1) 緊急通報システム  
緊急時に無線発信機のボタンを押すことにより、警備員の駆けつけと救急車の要請ができます。また、事故発生のおそれがあると確認された場合には通報がなくても、警備員が自宅に駆けつけて状況確認を行います。
  - (2) 生活リズムセンサー  
自宅での動きが一定回数に満たない場合、警備員が自宅に駆けつけて状況確認を行います。
  - (3) 定期訪問（(4)との併用はできません。）  
区民ボランティアが週1回程度、自宅に訪問し安否確認をします。
  - (4) 電話訪問（(3)との併用はできません。）  
コールセンターより週1回、安否確認のためお電話します。
  - (5) 見守り配食（(1)と併用してご利用いただけます。なお、見守り配食のみをご希望の場合は、高齢社会対策課介護予防係（Tel 5984-2094）までお問合せください。）  
区に登録した配食業者が食事を配達します。事故発生のおそれがあると思われる場合は、あらかじめ利用者が指定した緊急連絡先に連絡します。

#### ③費用

	住民税課税世帯	住民税非課税世帯	生活保護世帯
緊急通報システム	400円	300円	無料
生活リズムセンサー	600円	200円	無料
定期訪問	無料	無料	無料
電話訪問	無料	無料	無料
見守り配食	弁当代実費（料金は配食業者により異なります）。		

- ④問合せ 受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

### (2) 居宅火災予防設備

#### 1) 自動消火器・火災警報器の給付

- ①対象 65歳以上の方が対象となりますが、自動消火器および火災警報器で給付対象者の要件が異なりますので、詳しくは、受け持ちの地域包括支援センターまでお問合せください。
- ②問合せ 受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

#### 2) 電磁調理器

- ①対象 65歳以上の方で、認知症等のため調理等で火を扱う際に消し忘れがあるなど、防災上必要と認められる方
- ②費用 給付に要する費用の1割相当額（限度額があります。）
- ③問合せ 受け持ちの地域包括支援センター 43ページ参照

### (3) 耐震診断・耐震改修工事等費用の助成

- ①対象 区内にある昭和56年5月31日以前に新築工事の着手をした建築物
- ②内容 耐震診断から実施設計・耐震改修工事までの一連の工程が助成対象となります。なお、住宅（戸建住宅、小規模な長屋および共同住宅）は、簡易耐震診断を無料でおこなっています。
- ③問合せ ☎防災まちづくり課 耐震化促進係 Tel 5984-1938（直通）



✖ 毛

